

甲府市立小中学校給食予定献立表広告掲載に関する検討会設置要領

(設置)

第1 甲府市立小中学校給食予定献立表広告掲載要領の第7により申込みのあった広告に関し、甲府市広告掲載要綱第14に規定する審査前に、甲府市立小中学校給食予定献立表広告に関する掲載基準第3について判断するため、甲府市立小中学校給食予定献立表広告掲載に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 甲府市立小中学校給食予定献立表広告に関する掲載基準第3の適否に関すること。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、甲府市立小中学校給食予定献立表広告に関し必要な事項。

(構成)

第3 検討会は、学事課長、学校教育課長、指導主事2名、総務課職員1名、学事課職員1名で構成する。
2 座長は、学事課長をもって充てる。

(招集)

第4 検討会は、必要に応じて学事課長が招集する。

(事務局)

第5 検討会の事務局は、教育部教育総室学事課に置く。

(雑則)

第6 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年1月23日から施行する。